

公衆衛生医師確保対策事業に伴う非常勤公衆衛生医師設置要綱

(設置)

第1条 将来の公衆衛生医師の確保・育成に向けて、保健所に非常勤の公衆衛生医師（以下「公衆衛生医師」という。）を置く。

(身分)

第2条 公衆衛生医師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 公衆衛生医師は、公衆衛生施策の企画・立案・調整、感染症・食中毒・精神保健・健康危機管理等の相談業務の補佐、検査業務の補佐、その他各種保健所業務の補佐を行う。

(要件)

第4条 公衆衛生医師は、医師免許を有する、応募時点で原則55歳以下のものとする。ただし、平成16年4月1日以降に医師免許を取得したものについては、臨床研修修了を要件とする。

(任用)

第5条 公衆衛生医師の任期は、1年以内とする。ただし、1度のみ再任されることができる。

(規律)

第6条 公衆衛生医師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公衆衛生医師に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。